

第35回幕別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和8年5月28日(木)午後2時00分から午後2時40分まで

2 開催場所 幕別町役場3階3-A・B会議室

3 出席委員(22名)

会長	23番	中村富士男
会長職務代理者	22番	松本 誠
	1番	澤邊 佳範
	2番	佐渡 孝徳
	3番	佐藤 雅典
	4番	多田 篤
	5番	渡邊ひろ子
	6番	佐藤 悦啓
	7番	橋本 浩弥
	8番	田村 信夫
	9番	廣瀬 敏文
	10番	棚 範貴
	11番	長谷川 旭
	12番	酒井はやみ
	13番	佐藤 敏博
	14番	山口 和裕
	15番	萬谷 司
	16番	小野寺和也
	17番	小林 信也
	19番	吉田 正宏
	20番	黒田 龍司

4 欠席委員(1名)

	18番	遠藤 貴之
	21番	中村 政昭

5 議案

1) 開会

2) 議事録署名委員

3) 諸般の報告

4) 報告

第1号 農地所有適格法人報告書の受理について

第2号 所有権移転に係る利用調整結果の報告について

第3号 農地台帳整備に係る現況地目の確認について

第4号 農地等一時転用に係る復元状況の報告について

第5号 農地法第5条の規定による許可について

第6号 令和7年度最適化活動の目標達成状況の点検・評価について

議案

- 第1号 農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について
- 第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について
- 第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について
- 第4号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第5号 現況証明について
- 第6号 令和7年度事務の実施状況等の公表について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	北原 正喜
農地振興係長	今城 和智
忠類支局農地振興係長	山田 慎一
農地振興係主査	柴谷 隆次
農地振興係主事補	村岡 倅

7 会議の概要

議長	<p>幕別町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、定足数に達しておりますので、ただ今から第35回農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>次に、議事録署名委員を、会議規則第13条第2項の規定により指名いたします。議事録署名委員に3番佐藤雅典委員、4番多田委員を指名いたします。よろしくお願いします。</p> <p>次に、諸般の報告を事務局から申し上げます。</p>
事務局長	<p>諸般の報告を申し上げます。会議規則第4条の規定に基づき、18番遠藤委員、21番中村政昭委員から欠席する旨の届出がございましたので、ご報告いたします。</p>
議長	<p>次に、報告第1号「農地所有適格法人報告書の受理について」を議題といたします。</p> <p>事務局から報告第1号について、説明をいたします。</p>
事務局	<p>報告第1号、農地所有適格法人報告書の受理について、農地所有適格法人報告書の受理について、次の法人から提出があり、書類等の内容を確認したので報告いたします。提出された法人報告書等は、書類等完備されておりましたので受理いたしました。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>報告第1号について説明を申し上げました。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑がないようですので、以上で報告第1号を終わります。</p>

議長	<p>次に、報告第2号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」を議題といたします。</p> <p>事務局から報告第2号1番について、説明をいたします。</p>
事務局	<p>報告第2号、所有権移転に係る利用調整結果の報告について、公益財団法人幕別町農業振興公社が実施した所有権移転に係る利用調整結果を報告いたします。案件は、議案書2ページの1番であり、今月15日に町公社が利用調整を行った1件で、農地売買等事業の貸付タイプとなっております。内容につきましては、記載のとおりであります。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>報告第2号1番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑がないようですので、以上で報告第2号を終わります。</p>
議長	<p>次に、報告第3号「農地台帳整備に係る現況地目の確認について」を議題といたします。</p> <p>事務局から報告第3号1番について、説明をいたします。</p>
事務局	<p>報告第3号、農地台帳整備に係る現況地目の確認について、農地台帳整備に係る農地の現況地目について、下記のとおり確認したので報告します。案件は、議案書3ページの1件でございます。今月18日に現地調査を行い、現況について記載のとおり確認しております。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>報告第3号1番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑がないようですので、以上で報告第3号を終わります。</p>
議長	<p>次に、報告第4号「農地等一時転用に係る復元状況の報告について」を議題といたします。</p> <p>事務局から報告第4号1番について、説明をいたします。</p>
事務局	<p>報告第4号、農地等一時転用に係る復元状況の報告について、農地法第5条により一時転用されていた下記の農地について、復元されていることを確認しましたので報告いたします。案件は、議案書4ページの令和7年5月16日に許可をした1件であります。今月18日に現地調査を行い、農地として復元されていることを確認いたしました。以上で報告を終わります。</p>

議長	<p>報告第4号1番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑がないようですので、以上で報告第4号を終わります。</p>
議長	<p>次に、報告第5号「農地法第5条の規定による許可について」を議題といたします。</p> <p>事務局から報告第5号1番について、説明をいたします。</p>
事務局	<p>報告第5号、農地法第5条の規定による許可について、農地法第5条の許可申請について、下記のとおり許可したので報告いたします。案件は、議案書5ページの令和8年3月30日第33回総会で審議された1件であります。内容につきましては、記載のとおりであります。なお、記載のとおり条件を付し、令和8年5月7日付けで許可をしております。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>報告第5号1番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑がないようですので、以上で報告第5号を終わります。</p>
議長	<p>次に、報告第6号「令和7年度最適化活動の目標達成状況の点検・評価について」を議題といたします。</p> <p>事務局から報告第6号について、説明をいたします。</p>
事務局	<p>報告第6号、令和7年度最適化活動の目標達成状況の点検・評価について、令和7年度推進委員等及び農業委員会の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況の点検・評価について報告します。</p> <p>案件は、本日、午前中に農政部会で協議を行った件であります。</p> <p>別紙資料をご覧ください。こちらが農業委員会の令和7年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価をまとめたものになります。</p> <p>令和7年度の最適化活動の成果目標である農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進については、記載のとおり目標を達成しております。また、活動目標は、農業委員が最適化活動を行う日数目標を月5日に対して、実績は委員平均で約4.1日、活動強化月間は目標どおりの3回、新規参入相談会への参加も目標どおりの1回となっております。</p> <p>点検評価であります。目標とは別に成果目標の達成率や活動日数により項目毎の評価点が与えられる形となっており、令和7年度は、農業委員会全体としては「目標に対して期待を上回る結果が得られた」となり、個人の評価としては1人が「目標に対し、期待を上回る結果が得られた」、17人が「目標に対して期待どおりの結果が得られた」、5人が「目標に対し期待をやや下回る結果」となっています。</p> <p>最適化活動の記録及び点検・評価の実施については、4月末までに各農業委</p>

員から農業委員会に提出された点検・評価に対して、結果を5月末までに総会において点検・評価し、その結果を各委員等に通知するものとなっているため、個別の点検・評価表は、各委員にお配りしておりますのでそれをもって農業委員会による点検・評価の通知としています。以上で報告を終わります。

議長

報告第6号について説明を申し上げました。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑がないようですので、以上で報告第6号を終わります。

議長

次に、議案第1号「農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。

議案第1号1番から4番について、事務局から説明をいたします。

事務局

議案第1号、農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について、農地法第18条の規定により合意解約通知があったので審議を求めます。

【議案第1号1番から4番について、議案書をもとに朗読】

1番から2番の案件は、借換のため、3番から4番の案件は、返還のため合意解約するものであります。この案件につきましては、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立しているものと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。お諮りいたします。

議案第1号1番から4番に伴う通知書の内容に基づく合意解約の成立状況について、異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第1号1番から4番に係る通知書の内容に基づく合意解約の成立状況を確認いたしました。

議長

次に、議案第2号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について」を議題といたします。

議案第2号1番及び2番について、事務局から説明をいたします。

事務局

議案第2号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第3項の規定に基づき、幕別町から意見を求められた下記の農用地利用集積等促進計画（案）について、審議を求めます。併せて、農地中間管理機構が定める農用地利用集積等促進計画が、当該案の内容のとおり決定され、幕別町に対して認可申請を行う場合には、幕別町が即日公告を行うことについて審議を求めます。

【議案第2号1番及び2番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画案の内容は、別添農地中間管理事業の推進に関する法律第18条調査書1ページのとおり、経営面積・従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

22番

22番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の権利の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

（発言なし）

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第2号1番及び2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第2号1番及び2番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第2号3番及び4番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号3番及び4番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画案の内容は、別添農地中間管理事業の推進に関する法律第18条調査書2ページのとおり、経営面積・従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

10番

10番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の権利の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第2号3番及び4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第2号3番及び4番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第2号5番及び6番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号5番及び6番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画案の内容は、別添農地中間管理事業の推進に関する法律第18条調査書3ページのとおり、経営面積・従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

17番

17番説明いたします。これらの案件は借換であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の権利の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第2号5番及び6番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第2号5番及び6番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第2号7番及び8番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号7番及び8番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画案の内容は、別添農地中間管理事業の推進に関する法律第18条調査書4ページのとおり、経営面積・従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

9番 9番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の権利の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第2号7番及び8番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第2号7番及び8番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第3号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について」を議題といたします。

議案第3号1番及び2番について、事務局から説明をいたします。

事務局 議案第3号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第11項の規定に基づき、農地中間管理機構に対し、下記のとおり農用地利用集積等促進計画を定めるべき要請をすることについて審議を求めます。併せて、農地中間管理機構が定める農用地利用集積等促進計画が、要請の内容のとおり決定され、幕別町に対して認可申請を行う場合には、幕別町が即日公告を行うことについて審議を求めます。

【議案第3号1番及び2番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農地中間管理事業の推進に関する法律第18条調査書5ページのとおり、経営面積・従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

22番 22番説明いたします。1番の案件は令和7年12月に、2番の案件は令和6年6月に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第3号1番及び2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第3号1番及び2番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第3号3番について、事務局から説明をいたします。

【議案第3号3番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農地中間管理事業の推進に関する法律第18条調査書6ページ上段のとおり、経営面積・従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

7番

7番説明いたします。この案件は、昨年12月に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権移転については問題ないと思えます。以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第3号3番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第3号3番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第3号4番について、事務局から説明をいたします。

【議案第3号4番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農地中間管理事業の推進に関する法律第18条調査書6ページ下段のとおり、経営面積・従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

6 番 6 番説明いたします。この案件は、昨年12月に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第3号4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第3号4番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第3号5番について、事務局から説明をいたします。

【議案第3号5番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農地中間管理事業の推進に関する法律第18条調査書7ページ上段のとおり、経営面積・従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

11番 11番説明いたします。この案件は、令和3年9月に町公社が利用調整及び買入要請を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第3号5番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第3号5番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次の議案第3号6番につきましては、小野寺委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席願います。

(16番 小野寺委員退席)

議長 次に、議案第3号6番について、事務局から説明をいたします。

【議案第3号6番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画案の内容は、別添農地中間管理事業の推進に関する法律第18条調査書7ページ下段のとおり、経営面積・従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

4番 4番説明いたします。この案件は、当該利用調整会議において、地区担当委員を務めました私の方から説明いたします。

この案件は、今月15日に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第3号6番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第3号6番は原案のとおり決定いたしました。

(16番 小野寺委員着席)

議長 次に、議案第3号7番について、事務局から説明をいたします。

【議案第3号7番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画案の内容は、別添農地中間管理事業の推進に関する法律第18条調査書8ページのとおり、経営面積・従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

4番 4番説明いたします。この案件は、令和3年7月に町公社が利用調整及び買入要請を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

<p>議長</p>	<p>(発言なし) 質疑なしとします。採決をいたします。 議案第3号7番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。</p> <p>【全員異議なし】</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしとします。よって、議案第3号7番は原案のとおり決定いたしました。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。 議案第4号1番について、事務局から説明をいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可申請があったので審議を求めます。</p> <p>【議案第4号1番について、議案書をもとに朗読】</p> <p>以上の案件は、別添、農地法第3条調査書1ページのとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。</p>
<p>19番</p>	<p>19番説明いたします。この案件は、経営移譲に伴う借換でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局の説明のとおりですので、よろしく願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしとします。採決をいたします。 議案第4号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。</p> <p>【全員異議なし】</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしとします。よって、議案第4号1番は原案のとおり決定いたしました。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、議案第4号2番について、事務局から説明をいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>【議案第4号2番について、議案書をもとに朗読】</p> <p>以上の案件は、別添、農地法第3条調査書2ページのとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以</p>

議長 上で議案の説明を終わります。
それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

22番 22番説明いたします。この案件は、今月18日に廣瀬委員、萬谷委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局の説明のとおりですので、よろしく願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第4号2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第4号2番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第4号3番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第4号3番について、議案書をもとに朗読】

以上の案件は、別添、農地法第3条調査書3ページのとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

9番 9番説明いたします。この案件は、後継者への農地の贈与でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第4号3番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第4号3番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第4号4番について、事務局から説明をいたします。

事務局	<p>【議案第4号4番について、議案書をもとに朗読】</p> <p>以上の案件は、別添、農地法第3条調査書4ページのとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。</p>
1番	<p>1番説明いたします。この案件は、後継者への農地の贈与でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局の説明のとおりですので、よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑なしとします。採決をいたします。</p> <p>議案第4号4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。</p> <p>【全員異議なし】</p>
議長	<p>異議なしとします。よって、議案第4号4番は原案のとおり決定いたしました。</p>
議長	<p>次に、議案第5号「現況証明について」を議題といたします。</p> <p>議案第5号1番について、事務局から説明をいたします。</p>
事務局	<p>議案第5号、現況証明について、農地法関係事務処理要領に基づき、土地の現況証明願があったので審議を求めます。</p> <p>【議案第5号1番について、議案書をもとに朗読】</p> <p>以上で議案の説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。</p>
22番	<p>22番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月18日に廣瀬委員、萬谷委員、事務局とで現地調査を行い、農地・採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑なしとします。採決をいたします。</p> <p>議案第5号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。</p>

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第5号1番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第5号2番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第5号2番について、議案書をもとに朗読】

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員である私から、補足説明をいたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月18日に廣瀬委員、萬谷委員、事務局とで現地調査を行い、農地・採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第5号2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第5号2番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第6号「令和7年度農業委員会における事務の実施状況等の公表について」を議題といたします。

議案第6号について、事務局から説明をいたします。

事務局 議案第6号、令和7年度農業委員会における事務の実施状況等の公表について、令和7年度農業委員会における事務の実施状況等の公表について、次のとおり決定したいので審議を求めます。

別添資料をご覧ください。こちらが、令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表資料案となります。

農業委員会の状況につきまして、各種統計で示されました情報を掲載しております。1ページでは、農業委員会の令和8年4月1日現在の状況について記載がございます。

2ページをお開きください。最適化活動の実施状況としまして、1最適化活動の成果目標項目の記載がございます。(1)農地の集積につきましては、①現状及び課題の表のとおり、現状の集積率が94.7%、その下の表になりますが、②目標として、集積率95%を目標とする設定としております。

次に③実績としましては、令和7年度の新規集積面積は、マイナス2haであり、令和7年度末の集積面積累計は、21,297ha、集積率94.7%となっております。農業委員会の点検結果として、「利用調整にあたり、制度利用希望者や農地の出し手等に対し個別相談・現地確認を実施するなど、きめ細やかな活動を実施。担い手への農地の集積に貢献することができた」と記載しております。(2)遊休農地の発生防止・解消については、面積がないため目標の設定がございません。

3ページ目下段になりますが、(3)新規参入の促進につきましても、現状及び課題、目標を設定しており、4ページになりますが、実績としましては、新規参入者への貸付等の農地の面積は211.8haとなっております、目標達成状況は336.3%となっております。これは利用調整会議の新規案件を抽出したのものになります。

4ページ中段以降は、最適化活動の活動目標として、記載のとおり設定しております。(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標につきましては、月5日を目標と設定し、強化月間の設定回数も3回を目標とし、実績としては、最適化日数目標は月4.1日、強化月間の実施回数は3回となっております。

5ページになりますが、(3)新規参入相談会への参加についても記載のとおり目標及び実績となっております。最後に、目標の達成状況の標語は、農業委員会全体としては「目標に対して期待を上回る結果が得られた」となりました。委員の個別の点検・評価結果としましては、先ほど申し上げた通り個人の評価としては1人が「目標に対し、期待を上回る結果が得られた」、17人が「目標に対して期待どおりの結果が得られた」、5人が「目標に対し期待をやや下回る結果」となっています。

こちらの「事務の実施状況等の公表」につきましては、本日、ご審議をいただいた後、北海道農業会議に内容を通知し、確認を受けた後、農業委員会等に関する法律第37条に基づきまして、ホームページ上で公表を行う予定でございます。以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第6号について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第6号は原案のとおり決定いたしました。

議長

議案は以上であります。
これもちまして、第35回農業委員会総会を閉会します。

事務局長

ご起立願います。お疲れ様でした。